

○東京都地方卸売市場管理衛生費補助金実施要領

平成28年3月31日
27中事業第856号

東京都地方卸売市場管理衛生費補助金については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱（平成10年2月16日付9中経業第552号、以下「要綱」という。）のほか、この要領によるものとする。

（目的）

第1 この要領は、要綱に基づいて実施する管理衛生費補助事業の運用に関し、必要な事項を定め、その事業の効果的かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象）

第2 要綱第4に規定する補助金交付の対象は、地方卸売市場の市場内において卸売業務に伴い生じた事業系一般廃棄物とし、卸売業務に無関係な廃棄物、粗大ゴミ及び産業廃棄物は対象外とする。

（消費税等の取扱い）

第3 要綱第4に規定する経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

（補助対象期間）

第4 要綱第4に規定する補助事業の交付対象とする期間は、毎年3月からその翌年2月末までの期間とする。

（補助金額の端数処理）

第5 要綱第5に規定する補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（状況報告）

第6 要綱第1に規定する開設者（以下「補助事業者」という。）は、知事の要求があった時は、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第7 補助事業者は、要綱第13に規定する実績報告書に、事業系一般廃棄物を処理した数量及び経費を記載した書類を添付し、補助事業の経費明細が明確になるようにしなければならない。

2 知事は、補助金の額を確定するために必要と認められる場合は、補助事業者に対し、その他必要な書類の提出を求めることができる。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。